

【参考資料】

「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」(平成18年7月6日中央環境審議会答申)の概要について

1 専門委員会報告案概要

平成18年7月6日に開催された中央環境審議会水環境部会で、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」(総量規制専門委員会報告)が了承され、同日付けで中央環境審議会議長から環境大臣に答申が行われた。

中央環境審議会答申の概要は次のとおりである。

(1) 水域の区分

これまでの総量規制では、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域について、同じ考え方で総量規制基準の設定方法を定めていたが、第6次総量規制では、

東京湾、伊勢湾、大阪湾
瀬戸内海(大阪湾を除く。)

に分けて総量規制基準の設定方法を定めることとされた。

(2) 総量規制の算式

第5次総量規制における総量規制基準の算式は次のとおりであり、この算式を第6次総量規制においても継続することとされた。

$$\text{COD} \quad L_c (\text{kg/日}) = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素} \quad L_n (\text{kg/日}) = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん} \quad L_p (\text{kg/日}) = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

Qは次表の時期区別の水量(m³/日)。

Cは次表の時期区分ごとに、環境大臣が定める「業種等の区分」ごとの濃度の範囲(「C値の範囲」)内において都府県知事が定める値(濃度:mg/l)。

なお、増加した水量がない場合、Q_{co}、C_{co}はQ_c、C_cに、Q_{no}、C_{no}はQ_n、C_nに、Q_{po}、C_{po}はQ_p、C_pになる。

時期区別水量	項目	COD	窒素	りん
S55.7.1	この期間の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
H3.7.1	この期間に増加した水量	Q _{ci}		
H14.10.1	この期間に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
	この期間に増加した水量			

(3) 業種等の区分ごとのC値の範囲

業種等の区分

- ・従来、大きく分け232あった業種等の区分を見直し、215とした。
- ・従来、一部の業種等に設けられていた備考(ある業種等のうち、特定の工程を有するもの等について、それに該当しないものと異なるC値の範囲を設定したもの)についても、見直しを行った。

C値の範囲

C値の範囲が見直された業種等の数は次表のとおり。

項目	C値	東京湾・伊勢湾・大阪湾		瀬戸内海(大阪湾を除く。)	
		上限を切下げ	下限を切下げ	上限を切下げ	下限を切下げ
COD	Cc、Cco	161	6	120	1
	Cci	186	6	150	1
	Ccj	195	6	117	2
窒素	Cn、Cno	143	123	55	3
	Cni	206	16	33	2
りん	Cp、Cpo	162	142	58	2
	Cpi	204	27	15	2

注：業種等区分の備考欄を除いた215業種等についてのものである。

(4) 都府県が総量規制基準を定める際の留意事項

環境大臣が総量規制基準の設定方法を定めた後、都府県知事が総量規制基準を定めることとなるが、その際、事業場における排出実態、これまでの汚濁負荷削減状況等に配慮することが適当とされた。

2 審議経過

平成17年7月20日 中央環境審議会水環境部会（第14回）

- ・「第6次水質総量規制の在り方について」（報告 1）
- ・「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量に係る総量規制基準の設定方法について」（諮問 2）

1：総量規制専門委員会報告について水環境部会で了承され、同日付けで中央環境審議会議長から環境大臣に答申が行われた。

2：環境大臣から中央環境審議会議長に、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量の総量規制基準の設定方法について」諮問され、水環境部会に付議された。

平成17年7月20日 総量規制専門委員会（第10回）

- ・「総量規制基準の設定方法について」に関する中央環境審議会への諮問について
- ・汚濁負荷の実態について
- ・総量規制基準について
- ・総量規制基準の設定方法の海底にあたっての検討事項等について

12月14日 総量規制専門委員会（第11回）

- ・特定排出水の排出実態について

平成18年2月1日 総量規制専門委員会（第12回）

- ・特定排出水の排出実態について
- ・排水処理技術の実態について

3月2日 総量規制専門委員会（第13回）

- ・総量規制基準の設定方法の考え方について

4月24日 総量規制専門委員会（第14回）

- ・総量規制基準の設定方法について

（ 総量規制専門委員会報告（案）のとりまとめ ）

4月28日～5月29日
総量規制専門委員会報告案に関する意見の募集

6月15日 総量規制専門委員会（第15回）

- ・水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について

（ 総量規制専門委員会報告のとりまとめ ）

7月6日 中央環境審議会水環境部会（第16回）

・水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量
規制基準の設定方法について

（ 総量規制専門委員会報告の了承 ）

総量規制専門委員会報告について水環境部会では了承され、同日付けで中央環境審議会長から環境大臣に答申が行われた。